

社会福祉法人四国中央市社会福祉協議会福祉機器等貸出事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人四国中央市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が各種団体等に対し、福祉事業の一環として「福祉機器・ボランティア機器・レクリエーション用具（以下「機器等」という。）」の貸し出しを行うことにより、地域福祉・在宅福祉の増進及び福祉教育の充実に資することを目的とする。

(対象団体等)

第2条 機器等の貸し出し対象者・団体は次のとおりとする。ただし、車椅子以外の機器等の貸し出し対象については、原則、団体のみとし、個人への貸し出しを行わないものとする。

- (1) 四国中央市内に住所を有し、その活動が地域福祉・在宅福祉の増進及び福祉教育の充実に資する個人・団体
 - (2) 前号のほか本会会長が特に必要と認めた個人・団体
- 2 政治的活動、宗教布教活動に関しては、貸し出しを行わないものとする。

(貸出機器)

第3条 本事業において貸し出す機器等は別表1のとおりとする。

(貸出期間)

第4条 貸出期間は、機器等を貸し出した日から10日以内とする。ただし、本会会長が特に認めた場合はこの限りではない。

2 本会休業日を貸出・返却日にあてないこととする。

(貸出料金)

第5条 貸出料金は無料とする。

(利用の手続き)

第6条 機器等の貸し出しを受けようとするものは、原則として使用日の3日前までに福祉機器等使用申込書(様式第1号)を本会に提出し、許可を受けなければならない。

(貸出の取消)

第7条 本会は、必要があるとき又は団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、貸出条件を変更し、又は貸出の許可を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 貸出の許可条件に違反したとき。
- (3) その他やむを得ない事由が生じたとき。

(機器等の管理)

第8条 貸出の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、機器等を適切に管理するものとする。なお、使用者は、機器等を他の目的に使用し、若しくは他に転貸し、交換し、担保に供してはならない。

- 2 機器等に故障、破損、汚損、紛失等が生じた場合は、速やかに本会へ報告するものとする。

(機器等の返還)

第9条 機器等の使用が終わったときは、使用者は機器等の清掃・洗浄等を十分に行い、付属品等の確認を行った上、原状に復して返還しなければならない。

(弁償)

第 10 条 使用者の責めに帰すべき事由により機器等を紛失、損傷した場合、使用者は賠償の責めを負わなければならない。

(事故責任)

第 11 条 機器等の使用によって生じた事故等に関しては、使用者の責任において処理するものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

区分	機器・用具名	区分	機器・用具名
福祉機器	車椅子	レクリエーション用具	釣りっ子
	点字板		ハンドベル
	アイマスク		トライアングル
	もみじ箱		カスタネット
ボランティア機器	ポップコーン機		大正琴
	鉄板		クロッカー
	たこ焼き機		輪投げ
	とうもろこしイカ焼き機		魚魚あわせ
	焼き鳥焼き機		あいうえおカード
	かき氷機 (電動)		カルタ
	かき氷機 (手動)		十二支ビンゴ
レクリエーション用具	けん玉		木の国パズル「日本」
	キャッチボール		かみしばい
	くるくるボール		トーンチャイム
	シャッフル&ゴルフ		瀬戸内寂聴カセットテープ
	スカイクロス		鈴
	たいこ相撲		タンバリン
	タルコティック		ポケネット
	ニチレクボール		ストライクボード
	バルパレー		ペタンク (野外用)